

リース契約書

(離職者等再就職訓練及び障がい者委託訓練)

令和2年 4月 日

(甲) (住所) 福島県喜多方市塩川町御殿場4丁目16番地
(氏名) 福島県立テクノアカデミー会津
校長 山崎 辰哉

(乙) (住所)
(氏名)

甲と乙とは、別表1「リース物件の表示」のリースについて、次のとおり契約する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上甲乙は各1通を保有する。

(リース契約)

第1条 甲は、乙からパソコン機器を次条の期間リースを受け、乙に第3条のリース料を支払う。

(リース期間)

第2条 リース期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(リース料)

第3条 甲が、乙に支払うパソコン機器のリース料の総額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円（100分の10））とする。

2 リース料は、乙が甲に対しパソコン機器の引渡しを完了したにかかわらず、前条に定めるリース期間の始期から起算し、この契約終了までをリース期間として暦の月ごとに計算するものとし、別表2のとおりとする。

(リース料の支払)

第4条 乙は、毎月10日までに前月分の月別リース料の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求書を受領した日から30日以内に、乙に対して月別リース料を支払うものとする。

(パソコン機器の引き渡し)

第5条 乙は仕様書に示すパソコン機器を、甲の指示された設置場所（以下「設置場所」という。）において据付け、組立て、調整を行い、パソコン機器を使用可能な状態としたうえで甲に引き渡すものとする。

2 甲は、納入期限までに据付場所において機器の受け入れ準備をするものとする。

3 パソコン機器の据付け、組立て、調整に要する経費は乙の負担とする。

(パソコン機器の輸送経費)

第6条 乙は、パソコン機器を設置場所に搬入するために要する輸送料及びその他一切の輸送諸経費を負担するものとする。

(パソコン機器の変更・改造)

第7条 甲は、パソコン機器の一部を変更し又は改造する必要があるときは、あらかじめ文書により乙の承諾を得るものとする。

2 前項の変更又は改造に要する費用は甲の負担とする。

3 パソコン機器の変更又は改造によって契約内容を改定する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(パソコン機器の瑕疵)

第8条 甲は、契約締結後、パソコン機器の引き渡しが遅延したとき、又は隠れたる瑕疵によりパソコン機器の運用及び操作に不能を生じたときは、乙に直ちに引き渡すべきこと、又は修理、交換等の必要な措置を講ずべきことを請求できるものとし、乙は直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事由による甲の損害について、甲は乙にその損害の賠償を請求できるものとする。

(リース物件の表示)

第9条 乙は、パソコン機器に乙所有のリース物件であることの表示等を付することができる。

(パソコン機器の保管・使用)

第10条 甲は、パソコン機器をその本来の用法により使用し、善良な管理者としての注意をもって管理するものとする。

(パソコン機器の保証)

第11条 乙が納入するリース機器一式の保証期間は第2条のリース期間内とする。

(パソコン機器の点検)

第12条 乙又は乙の代理人は、パソコン機器の設置場所に立ち入り、パソコン機器の現状、運転・保管状況を点検できるものとする。

(パソコン機器の現状変更・定着)

第13条 甲は、事前に乙の承諾なくしては、次に掲げる行為をしない。

(1) パソコン機器を、甲が所有又は他に借り入れている機械装置類に付着させること。

(2) パソコン機器を不動産に定着させること。

(禁止行為等)

第14条 甲は、事前に乙の承諾なくしては、次に掲げる行為をすることができない。

(1) 第三者に対してこの契約に基づく権利を譲渡すること。

(2) パソコン機器に表示してある第9条の表示を取り外すこと。

(3) パソコン機器を設置場所から移動すること。

2 甲は、パソコン機器を他に譲渡したり、担保権の設定等、乙の権利を侵害する行為をしてはならない。

3 第三者がパソコン機器について権利を主張し、又は保全処分や強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、パソコン機器が乙の所有物であることを主張証明して、その侵害を防ぎ、直ちにその事情を乙に通知するものとする。

(契約終了時の措置)

第15条 リース契約満了時のパソコン機器の返還等は以下のとおりとする。

(1) リース期間が満了したときは、甲はパソコン機器を引き渡しの状態に復して乙に返還するものとする。

(2) パソコン機器返還時にパソコン機器が損傷その他により常態と異なる場合には、甲は修

理の費用を負担する。ただし、乙が認めた場合及び通常の損耗は除くものとする。

(返還時の輸送経費等)

第16条 乙は、甲が乙にパソコン機器を返還するために要する輸送料、その他一切の輸送諸経費を負担するものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、甲が故意又は重過失によってパソコン機器等に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定に関わらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第19条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約に基づく支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第一号又は第二号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)

第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規程する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規程による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(保険契約)

第18条 乙は、パソコン機器について、乙を被保険者とする動産総合保険(水災、地震、電氣的機械的事故は不担保)を保険会社と締結し、リース期間中これを継続する。

2 前項の保険料は乙が負担する。

3 パソコン機器に保険事故が発生したときは、甲は直ちにそのことを乙に通知するとともに保険金受取に必要な書類を遅滞なく乙に交付するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら

れるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 乙が、一から五までのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（六に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 甲が、前項の規定により契約を解除したときは、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。

（個人情報の保護）

第20条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を行うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（特約条項）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととともに、当該従業者に個人番号（死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の緊急

かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認め

たときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別表1 「リース物件の表示」

【ハードウェア】

	内 容	仕 様	数量
ノート型パソコン			5
本体	パソコンの形態	ノート型	
	表示機能	15.6型ワイドTFTカラーLED液晶以上	
	CPU	Intel Core i3-8130U 2.2GHz 以上	
	メインメモリ	8.0GB 以上	
	キーボード	日本語キーボード(テンキー付)、JIS配列準拠	
	内蔵HDD	500GB以上	
	内蔵DVDドライブ	DVDスーパーマルチドライブ	
	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T	
	インターフェースポート	USB3.0×4以上	
		SDメモリスロット	
	OS	Windows 10 Professional (64bit)	
	付属品	光学式スクロール付マウス	
		LANケーブル(カテゴリ5e以上 3m、爪折れ防止付き)	
保証期間	納入後1年間		
カラープリンタ			1
本体	用紙サイズ	A3版対応	
	方式	電子写真方式	
	連続プリント速度	カラー :36 ページ/分以上(A4ヨコ送り)	
		モノクロ:336ページ/分以上(A4ヨコ送り)	
	ファーストプリント	カラー :9.5秒以下(A4ヨコ送り印刷時)	
		モノクロ:9.5秒以下(A4ヨコ送り印刷時)	
	給紙量	給紙トレイ:430枚以上	
	両面印刷	標準装備	
	インターフェース	イーサネット(1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T)	
保証期間	納入後1年間		

【ソフトウェア】

	内 容	仕 様	数量
アプリケーション		マイクロソフト社製 Word/Excel/Powerpoint(2016)	5

別表2 「月別リース料」

支払月	(離職者等再就職訓練) 支払額	(障がい者委託訓練) 支払額	月支払い合計
令和2年4月			
令和2年5月			
令和2年6月			
令和2年7月			
令和2年8月			
令和2年9月			
令和2年10月			
令和2年11月			
令和2年12月			
令和3年1月			
令和3年2月			
令和3年3月			
合計			